

その契約、クーリング・オフできるかも

クーリング・オフとは?

訪問販売など法律で定められた特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフをした場合…

- 支払った金額は基本的に全額返金されます。
- キャンセル料や違約金を支払う必要はありません。
- 既に受け取った商品の返還に関する料金は事業者負担となります。
- サービスを受けた後でも全額返金されます。
- 住宅リフォームの場合は、工事が終わっていても、無料で元どおりに戻すことを事業者に求めることができます。

クーリング・オフできる取引は?

期間※	取引の種類	販売方法
8日間以内	訪問販売	自宅等への訪問販売、キャッチセールスなど
	電話勧誘販売	電話での勧誘
	特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
	訪問購入	押し買い
20日間以内	連鎖販売	マルチ商法
	業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法

※契約書を受け取った日を含める

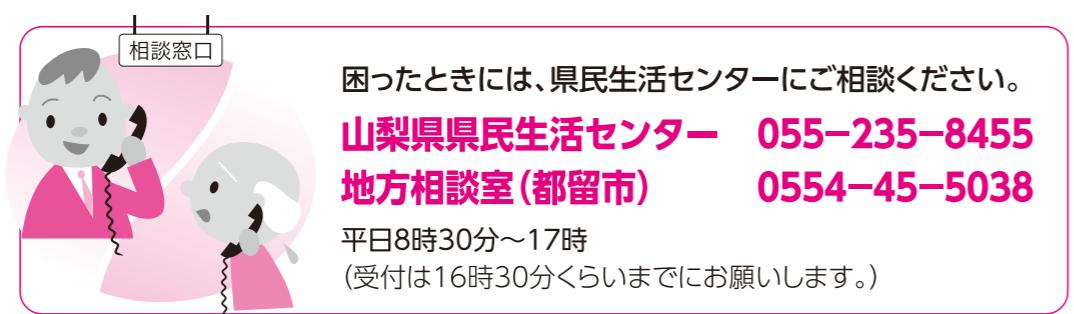
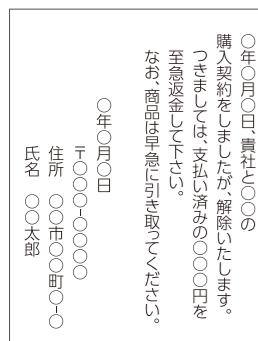
クーリング・オフの方法は?

- 必要事項をハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管します。
- ハガキは郵便局の窓口で、「簡易書留」か「特定記録郵便」で販売会社へ送ります。

ポイント

- 支払いがクレジットの場合には、同時にクレジット会社にも通知しましょう。
- 送った記録を自分の手元に残しておくことが重要です。
- ハガキを出した時点が、クーリング・オフ期間内であれば、クーリング・オフが成立します。

ハガキの書き方(例)



困ったときには、県民生活センターにご相談ください。
山梨県県民生活センター 055-235-8455
地方相談室(都留市) 0554-45-5038

平日8時30分～17時
(受付は16時30分くらいまでにお願いします。)

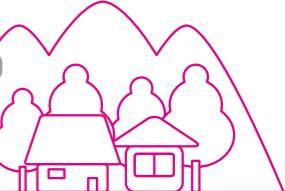
回覧

平成26年 冬号

No.115

消費生活情報誌

かいじ号



悪質商法に気をつけろ!



みなさん、最近、スマートフォン、携帯電話、インターネットによる架空請求やネット通販などのトラブル、エステや資格講座の契約トラブルなどに巻き込まれたことはありませんか？

県民生活センターでは、若者の消費者被害防止のため、関東甲信越の都県及び政令指定都市、国民生活センターと共同で、1月から3月に「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施しています。

困ったときは気軽に県民生活センターにご相談ください。

※上記の期間以外にも随時相談を受け付けていますので、お困りのことなどがありましたらお気軽にご相談ください。



スマートフォン(スマホ)に関する相談

無料アプリのインストールで50万円請求!

無料アプリをダウンロードしたら、後日、「アプリをインストールしただろう。50万円支払え」とスマホに電話がかかってきた。びっくりして「無料だからインストールした。」と言ったが、請求の電話がしつこい。

アドバイス

- アプリの中には、スマホに登録された個人情報等を抜き取るものがあります。
- アプリをインストールする際は、そのアプリがスマホのどの情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」画面をよく確認することが大切です。
- 不必要な情報にアクセス許可を求めてくる場合は、許可をせずにアプリを削除しましょう。

オンラインゲームで高額請求!

小学生の娘に親のスマホを渡し、オンラインゲームで遊ばせていた。一度クレジットカードでアイテムを購入し、その後も、親が毎回パスワードを入れて購入を制限していたが、後日、カード会社からの請求額が20万円になっていた。

アドバイス

- スマホに一度入力したクレジット番号が一定期間有効になっており、子どもが有料アイテムを購入できてしまうケースがあります。
- 子どもがクレジットカードを勝手に持ち出して番号を入力するケースもあります。
- 大人はゲームのルールやクレジットカードの仕組みについて、子どもとよく話し合いましょう。